災害対策基本法施行規則の一部を改正する府令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和８年２月20日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（政策調整担当）付

災害対策基本法施行規則の一部を改正する府令案について、令和７年12月11日から令和８年１月16日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	災害時という特殊な状況を踏まえると、以下の点について更なる検討及び明確な説明が必要であると考える。 第一：災害発生時には通信障害、停電、端末の故障や電池切れ等により、スマートフォンや電磁的手段が利用できない事態が想定される。カード代替電磁的記録を用いた本人確認が困難な場合においても、安否情報の照会が妨げられないよう、従来の方法を含む代替的な本人確認手段が確実に確保されることを、制度上又は運用上明確にすべきである。 第二：安否情報は極めて秘匿性の高い個人情報であることから、カード代替電磁的記録の送信及び確認にあたって、情報漏えいや不正利用を防止するための具体的なセキュリティ対策や、取得した情報の管理方法、利用目的の限定について、国民に分かりやすく示す必要がある。 第三：高齢者や障害のある方、デジタル機器の利用が困難な方など、デジタル手続に不慣れな人々が不利益を被ることのないよう、デジタル手段の利用が事実上の前提とならないよう配慮することが重要である。	すでに災害対策基本法施行規則に規定されている、運転免許証その他の照会者が本人であることを確認するに足りる書類でも本人確認が可能です。 また、カード代替電磁的記録を使った本人確認は、マイナンバーカードの券面情報が利用者のスマートフォンから読み取り機器に送信される仕組みとなっており、安否情報そのものの送受信は行われません。 いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
2	私は、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令案について反対です。なぜなら、ネットワークを利用したシステムを災害時にそのシステムが使えない場合があると思うからです。	すでに災害対策基本法施行規則に規定されている、運転免許証その他の照会者が本人であることを確認するに足りる書類でも本人確認が可能です。

3	災害時、デジタル端末が破損したり、他国からの攻撃などにより、ネット回線にアクセスできない場合を想定されていますでしょうか？ 「デジタルに移行してしまえば安心」という心理は当然働くものと思われますが、その状態でデジタルが使えないとなった場合、手足をもがれた状態になるのではと危惧します。デジタルと並走する形で、デジタル以外の対策も確保していただきたいです。	すでに災害対策基本法施行規則に規定されている、運転免許証その他の照会者が本人であることを確認するに足りる書類でも本人確認が可能です。
4	あまり賛成ではない。 個人番号カードについては、そのICチップまでを含めて、物品による認証の機能が期待出来る部分があるが、カード代替電磁的記録については、その扱う媒体が汎用的な電子機器端末であるのであるし、物品による認証の機能は期待出来ない（インストールする端末についてその端末（やSIMカード）のそれなりに詳細な情報・構成についても行政サーバに登録し、登録サーバに登録された内容への適合が無いと認証について不成立とする等であれば幾分か話は別になってくるが（これでもまだ不完全である。公務所が交付したICチップを用いるべきである。しかし幾分マシにはなるであろうと思われる。）、現状、そういう事もしていないであろう。）。 よって、認証を不正に突破可能な端末データが複数複製偽造され流通し用いられてしまう可能性が高いのではと思われるが（地震や台風などの非常時にそのような事を行おうとする者達は組織的に存在すると思われる。）、なので、個人番号カード等をカード代替電磁的記録で代替可能とするのはあまり賛成ではない。 何らかの公務所発行のICチップ付きカードを用いるようにするのがより適切と考える。	カード代替電磁的記録は、カードのICチップと同様、不正な読出し、複製や改ざん等に対して、安全性の基準を満たしていると第三者から評価を受けたICチップでのみ記録・利用することが法令等により定められており、安全に利用可能となっております。 また、カード代替電磁的記録の送信及び受信は、内閣総理大臣の認定を得たプログラムのみ利用可能となっております。 いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。